

## 入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日: 令和8年2月17日)

|                |               |   |  |
|----------------|---------------|---|--|
| 開催日及び場所        |               | 令和7年12月15日（月曜日）九州森林管理局4階第2会議室   |  |
| 委員             |               | 渡邊 剛（弁護士）<br>諏佐 マリ（熊本大学法学部准教授）<br>林田 展幸（公認会計士）                        |  |
| 審議対象期間         |               | 令和7年7月1日～9月30日  |  |
| 審議対象案件         |               | 161件 うち、1者応札案件67件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件                              |  |
| 抽出案件           |               | 10件 うち、1者応札案件 4件<br>(抽出率6%) (抽出率6%)<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件<br>(抽出率 %) |  |
| 工事             | 一般競争          | 2件  | うち、1者応札案件 0件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件    |
|                | 指名競争          | 公募型指名競争   |  |
|                |               | 工事希望型競争   |  |
|                |               | その他の指名競争  |  |
|                | 随意契約          | 0件  | うち、1者応札案件 0件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件    |
| 抽出案件内訳         | 一般競争          | 1件  | うち、1者応札案件 0件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件    |
|                | 指名競争          | 公募型競争   |  |
|                |               | 簡易公募型競争   |  |
|                |               | その他の指名競争  |  |
|                | 随意契約          | 公募型プロポーザル   |  |
|                |               | 簡易公募型プロポーザル   |  |
|                |               | 標準型プロポーザル   |  |
|                |               | その他の随意契約  | 2件 うち、1者応札案件 1件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 |
| 物品・役務等         | 一般競争          | 5件  | うち、1者応札案件 3件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件    |
|                | 指名競争          |   |  |
|                | 随意契約（企画競争・公募） |   |  |
|                | 随意契約（その他）     | 0件  | うち、1者応札案件 0件<br>契約の相手方が公益社団法人等の案件0件    |
| (特記事項)<br>特になし |               |   |  |

| 委員からの意見・質問それに対する回答等<br><br>(ホームページ掲載日:令和8年2月17日) | 質問  | 回答  |
|--|---|---|
|  | <p>○指名停止等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし。</li> </ul> <p>○抽出事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.1(後山治山工事(関連災))について、資料の工事費内訳の比率で、モルタル吹付やモノレールなどの単価に高低差がある理由は。</li> <li>・No.2(令和7年度 永久井野林道6支線災害復旧工事2(災1))について、入札公告に訂正公告が出ているが、その経緯は。</li> <li>・内部チェックは行っていないのか。</li> <li>・予定されていた入札参加資格の等級と、拡大後の範囲は。</li> <li>・落札者以外の業者等級は。</li> <li>・入札執行調書で点数が表示されていない理由は。</li> <li>・No.3(大分西部森林管理署院内森林事務所新築工事監理)について本体工事は落札されたのに、監理業務に入札参加がなかった理由は。</li> <li>・一者見積りとなった理由は。</li> <li>・入札の周知方法や随意契約時の見積徴収の見直しが必要ではないか。</li> <li>・No.4(治山災害復旧調査業務(安久鹿倉地区))について、落札率が低くなった要因は。</li> <li>・予定価格の積算方法は。</li> <li>・本体工事に有利となるような調査結果を作成する可能性はあるのか。</li> <li>・No.5(治山流域別調査業務及び治山施設点検業務(遠賀川森林計画区ほか)について、最安値である業者の評価値が低い理由は。</li> <li>・具体的な長寿命化対策の対象施設と目標は。</li> <li>・No.6(尾鈴(川南)国有林1055林班外森林整備(保育間伐【活用型】)請負)について「下請け」という用語の使用について、何か方針はあるのか。</li> <li>・No.7(鰐頭国有林森林整備(保育間伐【活用型】外)事業請負)について花粉の少ない苗木は花粉症対策か。また全部に導入はできないのか。</li> <li>・作業道の作り方について説明されたい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらは専門業者の見積による積算であり、業者ごとに見積額の差が生じるためです。</li> <li>・開札時刻に誤りがあったため訂正公告を行いました。</li> <li>・内部チェックは行っていたが、当該箇所の確認が漏れていました。以後徹底します。</li> <li>・等級はB等級を予定していたが、競争性確保の運用によりA等級～C等級まで参加可能としました。</li> <li>・1者がB等級、1者がC等級です。</li> <li>・予定価格を超過した入札は評価対象外のため、点数表示がありません。</li> <li>・参加予定の業者から入札日に入札辞退の申請があり、応札者無しとなったのですが、公告期間が短かったことも要因ではないかと考えています。</li> <li>・本体工事が開始しており、早急に監理業務が必要であったため、設計を担当した業者に見積を依頼しました。</li> <li>・今後は公告期間の確保、周知方法や見積徴収の工夫を行います。</li> <li>・直接人件費は適正で、間接費(一般管理費・諸経費)の圧縮が影響したと分析しています。</li> <li>・林野庁通知・標準仕様書に基づき積算しています。</li> <li>・調査は標準仕様書に基づき客観性が確保され、特定業者が有利となる結果を作成することはできません。</li> <li>・九州森林管理局発注の業務実績および過去3年間の管内実績が無く、業務成績点が加算されなかったためです。</li> <li>・コンクリート構造物、落石防護柵、波消しブロック、谷止工、山腹工等を対象に、損傷を早期発見し補修することで長寿命化を図っています。点検周期は5年です。</li> <li>・令和8年1月1日の、下請法(中小受託取引適正化法)施行後に、本府からの変更指示があるのではないかと考えます。</li> <li>・花粉発生源対策のため導入しています。供給量が少なく高価なため、都道府県が設定した「スギ人工林伐採重点区域」に準じた国有林で優先的に使用しています。供給量が増加すれば全域導入も検討可能です。</li> <li>・フォワード通行のため幅3m程度で造成し、切土・盛土のバランスを取り自然への影響を最小化しています。森林作業道については次回の事業実施の際にもメンテナンスを行い使用できます。</li> </ul> |

|   |   |
|---|---|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.8(建設機械借上単価契約(伊佐地区2))について、落札率が高い要因は。</li> <li>・No.9(森林被害緊急対策事業(屋久島地域))について、ヤクシカは保護対象ではないのか。</li> <li>・ジビエ利用はできないのか。</li> <li>・熊対策のようなクレームは。</li> <li>・低価格での落札となった要因は。</li> <li>・低価格による事業実行への懸念は。</li> <li>・目標頭数の根拠と未達成時の対応は。</li> <li>・No.10(森林保全再生整備に係る有害鳥獣捕獲等事業)について、No.9の屋久島地域での事業と比べ、罠数に対する目標頭数が高い理由は。</li> <li>・仕様書に食肉加工があるが実施しているのか。</li> <li>・地元獣友会の参加を促進することは出来ないのか。</li> <li>・落札率が低くなった要因は。</li> <li>・予定価格と落札額の乖離が大きく、積算見直しが必要では。</li> </ul> |
| 委員会による意見の<br>具申又は勧告の内<br>容[これらに対し部局<br>長が講じた措置] | 特になし  |

事務局:九州森林管理局企画調整課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。